

日本語学術論文の即時オープンアクセス実現に向けて

横山詔一^a 石川慎一郎^b 井田浩之^c 相澤正夫^{a 1}

^a 国立国語研究所研究系

^b 神戸大学大学教育推進機構／国際文化科学研究科／数理・データサイエンスセンター

^c 城西大学経営学部

責任著者：横山詔一 (yokoyama@ninjal.ac.jp)

要旨

内閣府より、2025 年度以降の新規に公募する競争的研究費について、研究成果の即時オープンアクセス (OA) 義務化の方針が示されている。それを前提に、本稿では、とくに日本語学術論文の OA をめぐる現状を整理し、日本語学術論文の執筆者がとるべき対応や留意点について考察を行う。本稿は7つの節からなる。まず、第1節では問題の背景を示し、第2節では関連する論考や資料を紹介する。次に、第3節では即時 OA 化の概要を示し、第4節では基本的な関連用語を整理し、第5節では研究者向けのチェックリストを提示する。さらに、第6節では、十分な理解のないまま即時 OA 化に臨んだ場合、起こりうる問題を具体的に示す。最後に、第7節では、全体の議論をふまえつつ、今後の検討課題について整理する。

キーワード： オープンアクセス, オープンサイエンス, 日本語学術論文, 権利保持戦略

1. はじめに

学術研究の成果の多くは海外の有力ジャーナルに論文の形で公表され、それを読むには所定の購読料を支払うことが長らく一般的であった。これに対し、学術研究の成果を誰もが無料で読める形で公開しようとするオープンアクセス (open access : OA) の動きが世界的に活発化している。

欧州圏では、2018 年に、域内の研究助成機関から得た資金による研究の成果を「即時かつ完全に」OA 化することを目指して cOAlition S というイニシアチブが開始された (coalition とは「連合」の意だが、団体の目的である OA を大文字で表記する)。また、それに伴う 10 の原則をまとめた Plan S が公表された。米国では、2022 年に、合衆国科学技術政策局 (Office of Science and Technology Policy : OSTP) が、同じく公的資金に基づく研究成果の即時 OA 化を義務付ける方針を発表した。

こうした海外の動向を受けて、日本においても、研究成果の即時 OA 化への動きが加速している。閣議決定された「統合イノベーション戦略 2023」では、学術研究の成果が「グローバルな学術出版社等 (学術プラットフォーム) の市場支配の下に置かれ」ている現状に対して、「公的

¹ 本稿は4名の共著となっている。第1著者は本稿の全体構想および第1, 3-6節を主として担当した。また、第2著者は第1-2節および第7節を主として担当した。第3著者および第4著者は本稿の執筆過程において数度にわたって意見を述べ、各種の情報を提供するとともに論文の修正に大きく寄与した。なお、本稿は4名の共著者の確認と同意の下、CC BY で公開する。

資金によって生み出された論文や研究データ等の研究成果は国民に広く還元されるべきものである」という基本方針が明示された。また、これにあわせ、競争的研究費制度において、2025年度新規公募分から、学術論文等の即時OA実現の方向性が示された（内閣府2023:25-26）。この方針は2024年2月16日の統合イノベーション戦略推進会議で正式に決定されている（内閣府2024a）。ここで、OAとは、「査読付きの学術雑誌等に掲載された論文を誰でもインターネットから時間や場所の制約なく無料でアクセスし入手できるようにすること」（日本学術振興会 n.d.）を指す。

海外の購読型ジャーナル（読者側が費用を払って購読する）に支払う購読料や、OAジャーナル（著者側が費用を払うことで読者は無料で読める）に支払う掲載料等、学術研究成果の受信・発信に伴う「経済的負担を適正化」することで、国内の研究成果を「科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決」につなげるという基本方針（内閣府2024a）に示唆されるように、この施策の第一義的な目的は、国内の自然科学分野の研究者が海外の有力ジャーナルに投稿した英語論文へのアクセス権を確保することにある。しかしながら、この施策が関わってくるのは、そうした研究者に限られるわけではない。国内誌に日本語で論文を投稿している研究者にも、今後の研究成果の公表の仕方にとどまらず、研究のあり方そのものにまで大きな影響を及ぼしうるものである。ここでは、日本語で書かれた学術論文を総称して「日本語学術論文」と呼ぶ。

ここで、海外の有力ジャーナルに掲載された英語論文だけでなく、日本語学術論文もまたOA化されるべきであると考えられる理由を2つ挙げたい。まず1点目は、日本語学術論文が日本の基礎研究の充実と深化に大きな貢献を果たしていることである。有田（2021:146）は、OA、さらにはそれによって実現されるオープンサイエンス（open science : OS）が「母国語を抜きには語れない」とした上で、「基礎研究の世界で日本が存在感を示してこれたのは、日本独自の研究哲学があったからだ。英語力ではない。その伝統を生かす施策が今必要とされている」と強調している。最先端の科学研究の成果をまとめ、国際的に発信した英語論文はもちろん重要であるが、研究者が自身の母語で深く思索した成果としての日本語学術論文もまた、広く読まれる必要がある。

2点目は、日本語学術論文が、研究の裾野を広げ、科学への一般市民の参画、すなわち、市民科学（civil science）を促進する可能性を持つためである。一例として、国立研究開発法人科学技術振興機構（Japan Science and Technology Agency : JST）が運営する電子ジャーナルのプラットフォームである科学技術情報発信・流通総合システム（J-STAGE）上でよく読まれている論文を見てみよう。2024年3月の月間アクセス数ランキングの第5位は、「国立科学博物館所蔵ヤマイヌ剥製標本はニホンオオカミ *Canis lupus hodophilax* か？」という日本語学術論文であるが（小森・小林・川田 2024）、筆頭著者の小森日菜子氏は、論文執筆当時、墨田区立小梅小学校に通学する小学生だった。学術論文には、「書くこと」（writing）と「読むこと」（reading）の両面が存在するが、後者に関して、幅広い日本語学術論文のOAが実現すれば、小学生であっても学術論文を読みたいと感じる機会が拡大するだろう。小森氏の論文は市民科学の好例である。市民科学は、世界が直面する課題に取り組む科学研究に広く一般の人々が参画することを前提としており、

科学の民主化の1つのあり方と見なすことができる。このような観点からすると、日本語学術論文のOA化は、OSの理念を実現し、市民科学の発展を促す強力な推進力となるに違いない。

こうした問題意識を出発点として、本稿は、OAの議論においてこれまであまり検討されてこなかった日本語学術論文を対象を絞り、どのようにすれば即時OAを実現できるのか、即時OA手段の1つである「権利保持戦略」とはいかなるものか、研究者が即時OAを実行しようとした場合に留意すべき点は何か、日本語学術論文の即時OAは研究者・学界・出版界・図書館等の幅広い関係者にどのような影響を及ぼすのか、といった問題点について具体例を提示しながら考えていく。以下、第2節では関連する論考や資料を紹介する。次に、第3節では即時OA化の概要を示し、第4節では基本用語を整理し、第5節では研究者向けのチェックリストを提示する。さらに、第6節では、十分な理解のないまま即時OA化に臨んだ場合、起こりうる問題を具体的に示す。最後に、第7節では、全体の議論をふまえて、今後の検討課題を整理する。

2. 関連研究

日本語学術論文のOA化については、過去の実践例の蓄積が乏しいのが実情であるが、自然科学の分野では、この問題は早くから着目されており、概説論文や解説資料も少なくない。以下では、まず、本稿の趣旨に照らしてとくに重要と思われる3つの論文・資料を取り上げて紹介する。次いで、本稿著者らによる日本語学術論文のOA化の実践について述べる。

2.1 OAとOSをめぐって

佐藤・逸村(2010)は、研究論文の完全なOA化を求めるBudapest Open Access Initiative (BOAI) (本稿4.1節参照)の概説論文である。一般に、論文の著者は、ウェブ上で著作物の電子版を公開するにあたり、「クリエイティブ・コモンズ (creative commons : CC) ライセンス」の枠組みの下、自身の著作物の扱われ方の条件をいくつかの段階で指定できるが、BOAIの理念は、著作権者の表示のみを要求する「CC BY (表示)」に相当するものであると述べられている。このことは、CC BY以外の公開形態(営利目的での利用を禁じる、複製や改変を禁止する等)が厳密な意味でのOAではないことを示唆する。

赤池(2023)は、日本政府の立場から、OSやOAの必要性をまとめた資料である。資料では、現在の問題として、電子ジャーナルの購読料が過去5年で1割増、過去9年で3割増になっていること、購読料支払い額の5割が海外の上位3社に集中していること、OAジャーナル掲載料(article processing charge : APC)が過去5年で倍増、過去9年では5.5倍に急増したこと、等が指摘されている。また、こうした現状を変える方策に関して、(1)OA化実現の手段として、欧州は、掲載料を負担して論文をOAジャーナルに載せるゴールドOA戦略を、米国と日本は、プレプリント(著者最終稿)を機関リポジトリ(大学図書館などが運営する電子論文等の収集・公開プラットフォーム)に公開するグリーンOA戦略を重視していること、(2)米国は、COVID-19の教訓(関連研究の多くが即時無料公開され、問題の迅速な対処にきわめて有益であった)をふまえて、2022年8月に論文と研究データ両方の即時OA方針を決定していること、(3)日本では、国立

情報学研究所 (NII) の運営する研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud) を中核としつつ、NII 運用のプラットフォーム (CiNii, GakuNin RDM, JAIRO Cloud/WEKO3 [機関レポジトリ基盤])、JST 運営のプラットフォーム (J-STAGE, J-STAGE Data, Jxiv [ジェイカイクと読む]) の相互連携が予定されていること、等が述べられている。

齊尾 (2024) は、OA を包含する OS という理念の変遷を歴史的に跡付けた興味深い論考である。齊尾によれば、自然科学における「反証可能性」の重要性を指摘したことで知られる哲学者の Karl Popper が、権威主義的・全体主義的社会に対置した open society (開かれた社会) という概念が、OS の基盤にあるとされる。OS の理念に立てば、論文だけでなく、生データ・使用した方法論・使用したソフトウェア等の公開も重要で、さらには、オープンな評価や、科学教育の機会の提供、また、研究への市民参画も保証されるべきである。OS は、もともとは科学者社会の規範であったが、現代では、市民科学、すなわち、「一般社会の成員が主体的に科学研究に参加する」状態を指すことが普通になっている。もともと、OS の理念の下、極度に専門的な知識が万人に公開されれば、価値の混乱や議論の迷走がもたらされる危険性もある。こうした混乱を抑止するためには、研究者自身が積極的に OS に参画し、「サイエンスガバナンス」(科学技術の開発や利用の仕方を社会全体で議論し、統制する) や、「レギュラトリーサイエンス」(科学技術の成果を社会にとって望ましい姿に調整する) の責務を果たすべきだと齊尾は説いている。

2.2 著者らによる日本語学術論文の OA 化の実践

さて、前述のように、自然科学系に比べると、人文系では論文の OA 化がまだまだ十分に普及していないのが現状であるが、本節の最後に、本稿著者らによる日本語学術論文の OA 化の実践例として、2 点の論文の公開過程を紹介しておきたい。

1 点目として、横山他 (2021) は、過去の識字調査資料を統計的に再検討した研究である。この論文は、JST が運用するプレプリントの公開プラットフォームである Jxiv で初稿が公開された。その後、プレプリント公開済み原稿の投稿を認めている学会のジャーナルに投稿して採択・掲載され、学会の定める 1 年間のエンバーゴ (論文のオンラインでの非公開期間。本稿 4.4 節を参照) の後に、JST が運営する電子ジャーナルプラットフォームである J-STAGE 上で公開された。

2 点目として、横山・石川 (2022) は、OS の推進に必要なプレプリントの公開に関する諸問題を概観した上で、著者の経験をふまえ、Jxiv、および、研究者 SNS である Research Gate (RG) での論文公開方法やその意義について議論した研究である。この論文も、投稿に先立ち、プレプリントおよびその修正版が Jxiv に公開された。その後、国内大学の紀要 (印刷版) に掲載され、あわせて、当該大学が運営する機関リポジトリ上でも電子公開された。さらに、プレプリントが RG でも公開された。

これら 2 つの論文は、OA 化を重ねて行うことによって多くの読者の目に触れることとなり、結果として、研究を深化・進展させていくための助言や示唆が多く得られることとなった。こうした経験は、日本語学術論文の著者であっても、また、その論文が査読付きであるか否かを問わ

ず、一定の手順さえ踏めば、自身の研究の即時 OA 化が十分に可能であり、かつ、それが有益であることを示すものであった。

3. 即時オープンアクセス実現に向けた動き

3.1 国内の OA 政策の現在

いま、日本語学術論文の読み書きをめぐる環境が、即時 OA 義務化の大きな波を受けて歴史的な転換点を迎えようとしている。前述のように、学術論文の即時 OA 義務化とは、OS 推進のため、公的予算によって生み出された査読付き論文をインターネットで即時無料公開するよう国が義務づける（2025 年度以降に公募する研究から開始）、というものである。この方針はすでに決定された事項であることが、政府文書に示されているほか（内閣府 2024a; 内閣府 2024b）、新聞などでも報道されている（読売新聞 2024）。

なお、OA の定義に関して、2024 年 4 月 25 日と 26 日に開催された内閣府による説明会では、学術論文に DOI (Digital Object Identifier) 等が付されて機関リポジトリ等に搭載されていることに加えて、研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud) 上で安定して検索可能である場合に OA が実現できたと認定されるとの解説があった。

3.2 英国の先行例に学ぶ

国内でも、京都大学など、大学として研究成果の OA 方針を発表しているところもあるが（京都大学 2015）、内閣府が国全体で OA を推進しようとしている現状を見ると、海外の取り組みを参考にしていることがうかがえる（内閣府 2024a）。中でも、英国の動向に触れておくことは参考になると思われる（尾城・花崎 2024）。

英国では、大学評価が OS と密接に結びつき、OS を促進している。英国の大学評価は Research Excellence Framework (REF) と呼ばれるもので、2014 年より、コンサルテーション（交付金傾斜配分のための大学評価）において、研究成果の公開が指標に組み込まれている。2029 年実施のコンサルテーションの詳細は 2024 年夏に公開されることになっているが、研究成果の即時 OA や一般市民に向けた公開がこれまで以上に強調されることになると予想される（Research Excellence Framework 2024）。

また、英国の公益財団であるウェルカム財団(Wellcome Trust) も、研究費の成果をいち早くオープンにすることを求めている（国立国会図書館 2018）。ウェルカム財団では、研究助成を受けるにあたって、財団が指定する OA 方針に則って成果を公開することを求めており、詳細な規定が定められている（Wellcome Trust 2022）。英国には、このほかにも助成にあたって OA 規定を定めている助成機関は多い。英国研究・イノベーション機構 (UK Research and Innovation : UKRI) は、OA のモニタリングプロセスを詳細に定めており、研究成果の公開をコンプライアンスの一環と位置付けている。例えば成果公開がなされない場合には、研究機関に働きかけ、解決策を探ることが示されている（UKRI 2023）。

では、英国の現行制度において、即時 OA はどう定義され、それが満たされない場合にはどのようなペナルティが課されるのであろうか。ウェルカム財団を例にとると、即時 OA を満たすためには、出版版 (the final published version of record : VoR) あるいは採択済原稿 (the author accepted manuscript : AAM) を論文公開システムに CC BY (本稿 2.1 節および 4.2 節を参照) で公開することが求められる。ただし、それができない場合は、プレプリントサーバーに CC BY で原稿を公開することによって代えることもできる。また、ウェルカム財団は、研究助成が採択された研究者の活動状況をモニターしており、研究者が OA 方針に従っていると確認できた場合に限って、研究費の更新、新しい研究費の支給、研究者からの新規応募の受付を行う。OA 方針に従わない場合、当該研究者の所属機関に解決を求めるが、所属機関が協力しない場合は、ペナルティとして当該研究者への研究費の配分を一時停止することにも触れられている。

4. オープンアクセスに関する基本用語の解説

研究者の多くは、学会から公刊される査読付きのジャーナル論文、所属機関が発行する紀要の論文 (以下、紀要論文)、学会が開催する会議の予稿集の論文 (以下、口頭発表原稿) を読み書きすることが研究生活の中心となっている。その読み書き生活に、「2025 年学術論文即時 OA 義務化」がどのような影響を与えるのか、輪郭がまだ明確にはつかめないという声をしばしば耳にする。

その原因の 1 つとして、ジャーナル論文の即時 OA 義務化に関する公的文書に、耳慣れない専門用語が多く登場することが考えられる。そこで、本節では、OA に関する基本用語を 5 つ取り上げ、それぞれ簡単な解説を付し、平易な言い換えも提案する。なお、これらは、本稿第 1 著者が、自身による日本語学術論文の OA 実践をふまえて選んだものである。

4.1 オープンアクセス

OA といった用語は、すでに本稿においても繰り返し登場しているが、実は、その説明にはさまざまなものがある。もっとも有名なものは、Open Society Institute (現在は Open Society Foundations と改称) でなされた議論をもとにして、2002 年 2 月に発出された Budapest Open Access Initiative (BOAI ; Chan et al. 2002) である。以下は、冒頭部の一節である。

古い伝統が新しい技術と融合することにより、かつてない公共財をもたらすことが可能になった。古い伝統とは、研究と知識のため、科学者や研究者が、研究成果を無料でジャーナルに投稿するということである。新しい技術とは、インターネットのことである。これらにより、査読ジャーナルに掲載された論文を全世界に電子配信し、すべての科学者・研究者・教師・学生・知的好奇心を有する一般の人々が、完全に無料かつ無制約で、それらにアクセスできるようになった。学術論文へのアクセス障壁を取り除くことは、研究を加速し、教育を豊かにし、富裕な人々とそうでない人々が相互の学びを共有し、論文の有用性を最大化し、共通の知的対話と知の探究を通して人類を 1 つにする基礎を築くことである。

様々な理由により、オープンアクセス、つまり、論文が無料かつ無制約でオンラインで読めるのは、これまで、ごくわずかのジャーナル論文に限られていた…

(英文からの引用は原則として著者による抄訳とする。以下同。)

BOAIの後半部では、より明確に、OAの内容が説明されている。

論文の「オープンアクセス」とは、インターネット利用のコストを除き、費用面・法律面・技術面での制約なしに、すべての利用者が、購読、ダウンロード、複写、再配布、印刷、検索、フルテキストへのリンク、機械を用いたクローリング（インデックス化のための悉皆的データ収集）、ソフトウェアのデータとしての利用、その他合法的なあらゆる目的での使用を許されることを意味する。複写・再配布に関する唯一の制約、言い換えれば、著作権の唯一の役割は、著作の完全性と健全性（*integrity*）を保持し、適切な謝辞と引用を受ける権利を著者に与えることのみである。

上記には、OAの根幹が「無料かつ無制約でオンライン上で論文を読めること」とされているが、ここでは、新たな説明としてSDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」に着目する。この目標を少し拡張解釈すると「質の高い知見や知識をみんなに」となる。OA、ひいては、OSとは、専門家（研究者）が産み出した質の高い知見や知識を、専門家ではない一般市民に公開し、さらに場合によっては市民と一緒に新たな科学的知見を産み出す市民参加型の研究を推進するということである。

OAという用語を広く一般向けに言い換える場合は「研究成果物の即時無料公開」がよいかもしれない。

4.2 クリエイティブ・コモンズ（CC）ライセンス

CCとは、著作物が著作権のライセンス（利用許可条件）に関して意思表示を行うことで、情報流通を円滑にするという目的がある。対象となるのは幅広い著作物であるが、ここでは論文に範囲を絞る。

ライセンス（利用許可条件）に関する意思表示の方法は6種類ある。論文利用の制約条件がもっとも緩いのが「CC BY（表示）」である。これは論文の著者氏名、表題、掲載誌の書誌情報など（以下、著者クレジットという）を表示すれば、改変や営利目的利用が可能である。逆に論文利用の制約条件がもっとも厳しいのが「CC-BY-NC-ND（表示、非営利、改変禁止）」で、改変もできなければ営利目的の利用もできない。

ところで、上記の「改変禁止」の具体的な意味については疑問がある。著者以外の第三者が論文を要約した場合、そしてその表現に著者が何らかの違和感を持った場合、それが改変にあたるのか否かの判断は非常に難しい。裁判による判例もさまざまのようである。

CCBY という用語を広く一般向けに言い換える場合は「引用元表示による論文の自由利用」がよいかもしれない。

4.3 プレプリントとプレプリントサーバー

一般に、プレプリントと言う場合、査読前の投稿原稿を指す。プレプリントサーバーはそれを公開するシステムである。英語論文に関しては海外で多くのプレプリントサーバーが稼働し、科学研究の進歩に大いに貢献している。日本では、英語論文・日本語論文ともに投稿可能なプレプリントサーバーとして、JST が運用する Jxiv がある。

理系研究者の一部はプレプリントを盛んに活用しているようである。特に、物理・人工知能 (AI) 研究といった分野ではプレプリントが広く浸透し、研究に不可欠のツールとなっているようだ。一方、理系であっても分野によってはプレプリントになじみが薄い研究者が少なくない。多くの人文系の研究分野では、その傾向がさらに強い。

プレプリントという用語を広く一般向けに言い換える場合は「査読前公開論文」がよいかもしれない。

4.4 エンバーゴ

ジャーナル論文が公刊された後、その論文 PDF などをネット上に無料公開しない期間が制約として設定される場合がある。このようなネット上での公開禁止、あるいはそれによる非公開期間をエンバーゴという。

エンバーゴという用語を広く一般向けに言い換える場合は「論文のネット公開禁止（期間）」がよいかもしれない。

4.5 権利保持戦略

エンバーゴが課せられている論文であっても、プレプリントに CC BY と明記すれば、論文の即時無料公開という義務を果たすことができる。その法的根拠として権利保持戦略 (rights retention strategy) という考え方がある。一度付与した CC BY ライセンスは誰も永遠に変更できないので、たとえエンバーゴがあったとしても、著者は採択済原稿をいつでもネットに公開できるのである。権利保持戦略の具体的な手順は次の通りである。

1. プレプリントに CC BY と明記する。
2. 査読通過後に学会に著作権を譲渡。
3. 著者が持っている採択済原稿をプレプリントサーバー等でネット公開する。

権利保持戦略という用語を広く一般向けに言い換える場合は「論文のネット公開禁止期間を無効にする方法」がよいかもしれない。

5. 即時オープンアクセスを実現するためのチェックリスト

本稿第1著者は、内閣府主催の「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針に関する説明会（第2回；2024年4月26日（金）」において、内閣府説明担当者に以下の質問を行った。

人文系の国内の学会ジャーナルは日本語で出版されるものが大多数ですが、そのほとんどにエンバーゴがかかっています。また、日本語学術論文を受け付けるプレプリントサーバー Jxiv に投稿を認める人文系の学会ジャーナルも極めて少数です。そのため、査読付き学術論文が紙媒体等で出版された後に即時 OA を実現することが不可能になっています。この状況が続くと、2026年には、人文系の研究者の大部分が、科学研究費補助金の成果を学会ジャーナルに投稿できなくなるのではと危惧しております。内閣府や日本学術会議等では、この問題をどのように考えておられるのか、簡単に教えてくださいとありがたく存じます。

この質問に対する内閣府説明担当者の回答は、要するに「検討中」とのことであった。しかし、この問題に対応する時間はあまりない。座して待っていると、2025年の科学研究費補助金（以下、科研費）申請において大きな混乱と心配が生じ、2026年には科研費の成果として日本語で書かれた学術論文を投稿できるジャーナルが見つからないという事態も想定される。このことは、研究者自身が対策を講じなくてはならない時期が到来したことを示している。研究者が日本語で書かれた査読付き学術論文の即時 OA 化を自分の手で実現する方法を学んで熟知し、さらに、新たな方策を模索し、工夫し、創成する努力を重ねることが必要だと考える。

以下は、機関リポジトリを有する大学等の研究機関に所属する研究者が、科研費の成果を2026年以降に投稿する計画を立てる場合に、あらかじめ検討すべき重要な事項をチェックリストの形でまとめたものである。ただし、網羅的なものではない。

【第1段階：投稿先の確認】投稿先の候補として、ある学会のジャーナルが頭に浮かんだ時点でチェックすべき事項を示す。

- ① その学会のジャーナルはエンバーゴがかかっていない（はい/いいえ）
 - ・はい → 即時 OA を実現可能なので投稿できる
 - ・いいえ → 以下の質問に
- ② その学会のジャーナルはプレプリントの著者による公開を認めている（はい/いいえ）
 - ・いいえ → 投稿できない
 - ・はい → 以下の質問に
- ③ 権利保持戦略を発動する予定である（はい/いいえ）
 - ・はい → 即時 OA を実現可能なので投稿できる
 - ・いいえ → 投稿できない

④ 権利保持戦略を発動する際に Research Gate (RG) 等研究者 SNS を利用する予定 (はい/いいえ)

・はい → RG 等で DOI を取得すれば OA の要件を満たすと思われるが、RG では論文の撤回を認めており、このことが OA 要件に抵触するという考え方もある。RG に公開する場合は、RG では DOI を取得せず、Jxiv に同時投稿して Jxiv 側で DOI を取得する方法も検討するとよいだろう。

・いいえ → 日本語で書かれたプレプリントは Jxiv に投稿することで権利保持戦略を発動する準備が整ったことになる

【第2段階：投稿する時の確認】投稿論文が完成し、学会のジャーナルに投稿する際にチェックすべき項目を以下に示す。

クリエイティブ・コモンズ (CC) ライセンスを CC BY とした (はい/いいえ)

- ・いいえ → 権利保持戦略は発動不可、また共著の場合は著作権問題が生じるリスクあり
- ・はい → 特に問題はない

【第3段階：査読を通過した時の確認】論文が査読を通過し、出版の準備に入った段階でチェックすべき項目を以下に示す。

投稿してから時間が経過しているので、念のため確認：その学会のジャーナルはエンバーゴを撤廃したか (はい/いいえ)

- ・はい → 即時 OA を実現可能なので、機関リポジトリ担当者と相談する
- ・いいえ → 権利保持戦略を発動する (著者が持っている最終原稿を公開する)

【第4段階：出版された時の確認】念のため、機関リポジトリ担当者と相談するのがよい。

以上、エンバーゴが課せられていて、プレプリントへの投稿を認めていない学会ジャーナルには、2026 年以降は科研費の成果を投稿できなくなる、という問題点が改めて浮き彫りになった。

6. 論文執筆活動の状況予測 (フィクション)

本節では、2025 年以降の論文執筆活動の状況を具体的に予想した仮想事例 (フィクション) を示し、日本語学術論文の即時 OA を研究者の手で実現するための検討ノートとする。これらは、研究者が 2025 年に直面する可能性のあるシナリオのうち、あまり不自然ではなく、稀少でもない予想される 1 つのケースである。

ストーリーは Y 氏の視点から描かれているが、途中で別の立場によるコメント (仮想例) も入っていることがある。そのため、いささか文学的な表現も散見されるかもしれないが、この先の状況を具体的にイメージするのに効果を発揮する参考資料の 1 つにはなるであろう。

6.1 科研費申請の準備を始める

文系研究者 Y 氏は 2025 年のある日、科研費の公募に向けて申請書類の作成準備を始めた。その夜、Y 氏は悪夢にうなされた。以下、その悪夢の内容を Y 氏の独白を中心にした形で紹介する。

ある日、私は科研費申請にかかる Web システムにアクセスしたところ、それまではなかった「誓約書」の提出を求められていることに気がついた。その誓約書には「私ならびに私の共同研究者は、OS と OA の理念を遵守し、科研費による成果物として論文を公開する際に、同時に無料で公開することを誓います。この誓約に違反した場合は研究費の支給を停止されることを自覚しています」と記されているではないか。

私は「研究費の支給を停止」という文言が気に入り、ネット検索等で調べてみたところ、数年前から大学図書館関係者等から「2025 年学術論文即時 OA 義務化」として情報提供がなされていることを初めて知った。あわてて自分の所属している学会のジャーナルが即時無料アクセスの条件に適合しているかを確認してみたところ、ほとんどが条件を満たしていないことに気がついた。私は共同研究者（科研費の研究分担者）と共著論文を投稿する計画を立てていたもので、共同研究者にも相談してみたが十分な情報を得ることができなかった。

【別の観点からのコメント】

- ・誓約書を求められたり、ペナルティが課せられたり等、そこまで踏み込んだ施策になるか決まっていない現在の段階で、研究者の不安を煽るような言説を示すのは適切ではないと思う。
- ・英国のウェルカム財団の動向を見ると、いずれはペナルティが科せられるのではないかと。そうしないと不公平が生じる。
- ・Singh Chawla (2022)による *Nature* の記事には「(ある研究者は) Jxiv は普及すると考えている。特に、研究資金提供機関が、将来的に資金を提供する研究者に Jxiv の使用を義務付けるようになれば、なおさらである」と記されている。ここで「義務付ける」という文言にペナルティが暗示されているという見方も成立するのではないかと。

6.2 誓約書を出してよいか悩む

このままでは、研究費の支給を停止されるリスクがあるかもしれないと不安に思った私は、すぐに自分の所属学会に問い合わせしてみた。その結果、いくつかの学会から「即時無料公開は技術的にいつでも対応できますので大丈夫です。ご安心ください」との回答を得て、やれやれと胸をなで下ろした。

また、大学の同僚の教員や科研費担当の事務窓口にも相談してみたところ「たとえば大学紀要に論文を書いた場合は、機関リポジトリから無料公開できるので大丈夫ではないか」という回答を得た。ただし、機関リポジトリを担当している大学図書館の担当部署に確認することはしなかった。実は、これが後に影響を及ぼすことになる。

さらに、知合いの研究者から「研究者 SNS で有名な RG を利用すれば、論文に DOI を付けることが簡単にできるし、プレプリント等もすぐに公開できるよ」と聞いて、ならばますます安心だと胸をなでおろした。

これで問題は解決したと確信した私は、誓約書を提出し、科研費申請を無事に完了することができた。

【別の観点からのコメント】

- ・国内の学会ジャーナルは日本語で出版されるものが大多数である。2024 年 5 月現在では、多くにエンバーゴが課せられている。この状況が続くと、2025 年に科研費申請を予定している研究者から学会事務局に、エンバーゴが 2026 年に撤回されるのかという質問が多く寄せられる可能性がある。即時無料公開を 2026 年に実現するには、単に技術的にいつでも対応できるだけでなく、OA を実現したと認定される要件を十分に確認し、その対応策を学会内で検討する必要が生じるであろう。その検討に要する時間を考えると、すでに一刻の猶予もない状態であり事態は切迫しているのではないか。
- ・OA を実現したと認定される要件の 1 つに「研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud) で安定して検索可能なこと」があると知人の研究者から聞いた。そこで気になったのは CC ライセンスのことである。日本語で出版される査読付き学術論文の大部分は CC ライセンスが付されていない。このままだと、利用者が当該論文を利用する際に権利関係について迷いが生じ困惑するおそれがある。また、権利関係に注意を払っている海外の利用者から問い合わせが来る可能性もある。このあたりのことを、アカデミア全体に周知する必要があるのではないか。
- ・大学図書館が運用管理している機関リポジトリの担当者に相談しなかったというのは、大きなミスではないか。研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud) と機関リポジトリが連携して OA を実現するとも聞いているので、まずは機関リポジトリの担当者に相談すべきである。

6.3 科研費を獲得し、早めに論文を投稿しようとする

2026 年の 2 月頃に科研費が獲得できたとの知らせを受け、私は研究成果をなるべく早めに多くだそうと張り切っていた。そして、2026 年の 10 月頃には投稿の準備がかなり進み、順調な研究生活を過ごしていた。

そんなある日、すこし気になる情報が、知り合いの理系研究者だけでなく大学図書館関係者からも入ってきた。

1 つ目は、論文の公開にあたっては、CC ライセンスの表示が必要になるらしいという点である。2 つ目は、学内紀要に書いた論文を公刊と同時に機関リポジトリから公開することは無理らしいという点である。

ここで私は頭を抱えた。まず、CC ライセンスという用語はこれまで見聞きしたことがなく、用語の意味が理解できない。そこで、知り合いに相談したのであるが、曖昧な情報しか得られなか

ったので、共著者に相談してなんとなく「CC-BY-NC-ND」つまり「表示、非営利、改変禁止」を選択することにした。実は、これが後に禍根を残すことになる。

次に、紀要論文の機関リポジトリからの即時公開について、大学図書館に直接確認してみたところ、「大学図書館としても所属教員の研究成果の公開には積極的に取り組んでいるところですが、今回の制度改変で多数の教員から即時公開の依頼が殺到した場合、現在の体制では処理に一定の時間を要し、厳密な意味での「即時」とならず、しばらくお時間をいただくケースがあるかもしれません」ということであつた。

私は厳密な意味での「即時」でないと困ると考えて、なにか打開策はないか尋ねた。その機関リポジトリ担当者は「はい、研究者自身が論文を即時公開できるシステムにご自分の手で論文 PDF を公開なさるのがよいかもしれません。たとえば、プレプリントサーバー等の活用も可能でしょう」と答えた。

【別の観点からのコメント】

- ・大学図書館の機関リポジトリ担当者にインタビューして取材すべきではないのか。
- ・理系の研究者の場合、論文を即時無料公開できるシステムに、普段から自分自身で論文 PDF を公開しているというのは本当なのか。そうでもない気がする。
- ・研究者自身が論文を即時無料公開できるシステムはどこにあるのか。大学の機関リポジトリごとに、そのようなシステムが 2026 年までに準備できるのか。
- ・Singh Chawla (2022)による *Nature* の記事には「日本の研究論文生産量は世界でもトップクラスにある。しかし、日本の研究者が論文の初期版をプレプリントサーバーで共有することはあまりない、と科学技術振興機構（JST）情報基盤事業部の久保田壮一氏はいう。久保田氏によれば、JSTはこの状況を変えたいと考えている。Jxiv を立ち上げたのは、既存のプラットフォームの欠落を埋めるためである。既存のものは、日本ではポピュラーな分野である歴史、経営、言語学、学際科学を欠き、研究分野のすべてをカバーしてはいないのだから。日本語で発表される論文の多くは、これらの分野のものである。Jxiv では、研究者は英語と日本語で原稿を投稿することができる」と記載されている。このことを人文系研究者はより深く知り、真剣に受け止める知るべき時が到来したように思う。

6.4 権利保持戦略を考える

大学図書館の機関リポジトリ担当者は、次のように言葉を続けた。「本学の機関リポジトリは諸般の事情でこの先数年間は即時 OA 化には対応できないと考えています。そこで、その打開策として、権利保持戦略の利用を学内の研究者に強くお勧めしています。権利保持戦略とは、プレプリントサーバーに CC BY 表示で論文を掲載すれば、エンバーゴに関係なく出版前の最終版原稿を公開できるという考え方です。論文の出版前であっても、研究者自身がプレプリントサーバーに出版前の最終版原稿を公開すれば、OA 化が完了したとみなされます（内閣府の文書に最終版原稿を公開すれば OK と読める文言があります）。万が一、学内紀要なのにエンバーゴがかか

っていたとしても、もちろん大丈夫です。こうしておいて、出版版が機関リポジトリから公開されるのをゆっくり待てば、何の心配もありませんよ。」

【別の観点からのコメント】

- ・エンバーゴを 2025 年のうちに全廃すれば、問題の大部分は解決するのではないか。
- ・エンバーゴを全廃すると、学会の会員数や学会ジャーナルの機関購読者（大学図書館等）の数が減少し、学会の財務状況が急激に悪化して学会運営が成り立たなくなるので、絶対に反対である。

6.5 著者間での CC ライセンスの共通理解不足に起因する問題が発生する

私は、紆余曲折の末、ついに論文の即時無料公開を実現することができた。その研究成果が世間の評判を呼び、一般向けの講演会等で、専門家ではない人たちに分かりやすく説明することを心がけた。

そうして3ヶ月ほど経過したある日、大学の研究倫理審査委員会から、私に対して研究不正の申し立てがあったので調査を開始するとの連絡が届いた。「何のことだろう、事務サイドの間違いじゃないのか」と思いつつ、連絡の文面を詳しく読んでみて仰天した。

今回の論文は単著ではなく共著論文（筆頭著者は私）である。その共著者一同から以下の訴えがあったのだ。「CC 表示の際に非営利、改変不可を選択しました。即時無料公開した論文には、そのことが明示されています。ところが、Y 氏は共同研究者の許諾を得ることなく、一般向けにわかりやすくという（自分勝手な）理屈で論文の内容を（私どもの受け止めでは）不正確な形で世間に伝えています。これは看過できない改変にあたり共著者一同は考えます。また、Y 氏は企業等の営利組織が主催する文化講演会等で、共同研究者の許諾を得ることなく、研究成果の講演を単独で行い、講演料を得ています。これは非営利に違反する行為だと共著者一同は認識しています。このような行為は明確な研究不正に該当すると私どもは考えますので、貴大学で調査の上、しかるべき処置をよろしくお願い申し上げます」

.....

ここで私は目が覚めた。そして、夢であったことに感謝した。このような悪夢は誰もみたくないであろう。論文公開方法を決めるときに、著作権についてもっと勉強し、共著者と公開方法についてしっかり議論して共通理解を作り上げ、それを記録に残していれば、こんな問題は避けられたはずだ。CC ライセンスについては、できれば共著者全員で覚え書きを残すのが安全策だろう。

【別の観点からのコメント】

- ・このような話は単なる空想でしかなく、無視してよいと考える。
- ・今後は、これに類するケースも出てくるのではないか。

- ・「CC ライセンスについては共著者と慎重に相談し、できれば共著者全員で覚え書きを残すのが安全であろう」という指摘はもっともだと思う。その覚え書きの書式はどこかにあるのか。
- ・覚え書きの書式の実例は、以下のプレプリントの末尾に示されている。

<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/preprint/view/73>

<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/preprint/view/161>

<https://jxiv.jst.go.jp/index.php/jxiv/preprint/view/418>

7. まとめと今後の課題

以上で、即時 OA 義務化以降の日本語学術論文の公開にかかる諸問題について、予備的な検討を多角的に行った。しかし、なお検討すべき課題も多く残されている。本節では、その中から特に重要と思われる4点を取り上げて言及する。

7.1 非査読論文の扱いについて

本稿 4.1 節で紹介した BOAI は、「オンラインで無料公開されるべき論文の範囲は…何よりもまず査読付きジャーナル論文である」とした上で、「著者がオンラインで公開してコメントをもらったり、研究上の重要な知見を他の研究者に知ってもらったりすることを希望する場合は、非査読論文のプレプリントもそこに含まれる」としている。おそらく、この前半部を踏襲して、今回は「査読付き学術論文及び根拠データ」のみが即時 OA 義務化の対象になったものと思われる（内閣府 2024a）。

内閣府においても、今後、非査読論文にまで対象を拡大していく方針であると聞かすが、仮に、非査読論文の OA 義務化が早期に決まらない場合、日本の学術成果の全体像の可視化向上という点でかなり不十分な事態になるのではないかと懸念される。というのも、人文系や一部の自然科学分野において、日本語学術論文の発表先として今なお相当数を占めるのは、査読制度をとらない、または形式的な査読にとどまる学内紀要や研究会レベルの研究誌であり、そうした媒体にベテラン研究者による価値ある論考が掲載されることも少なくないからである。また、話を自然科学全般に広げてみても、「世の中を変えたアインシュタインの有名論文はどれも査読を経ていない…ワトソンとクリックの二重らせん論文も査読を経ていない。『ネイチャー』に査読があったなら、掲載されなかった」という指摘もある（有田 2021:22）。

もちろん、機関リポジトリは非査読論文の公開も積極的に進めており、2023年時点で、紀要論文の比率（49.7%）はジャーナル掲載論文（13.1%）の4倍近くになっているが（林 2023）、今なお、紙による出版物そのものか、数十冊限定で作成される論文ごとの「抜き刷り」を入手しないと読めない非査読論文は数多く存在する。

こうした状況の中で、査読付きのジャーナル論文のみに即時公開義務が課されるならば、非査読論文は、OA 制度の上で、事実上、存在しないことにされてしまう懸念がある。OA の理念が「公的資金によって生み出された研究成果を広く国民に還元する」ことだとすれば（内閣府 2024a）、査読論文だけでなく非査読論文についても、もっと言えば、査読論文に比べ、一般読者からのア

アクセス障壁がより高い非査読論文こそ、広くアーカイブ化と公開化を求めるべきだという論点もありうるだろう。

実際、即時 OA 化の対象の拡大は、日本の研究の裾野を広げ、かつ、その可視性を高める上でも有用である。Web of Science Core Collection に所収された論文の量的概観を行った村上・西川・伊神（2023: 92）によれば、2020 年に刊行された日本の論文中、全体の 14.3% が引用数 0 で、引用数 3 回以下のものを含めると全体の約過半を占めるといふ。国際ジャーナルに掲載された自然科学系論文がこうした実態であるならば、非査読の日本語学術論文を含めて考えた場合、「読まれない論文」の比率ははるかに高くなるだろう。もとより、引用数やインパクトファクターといった計量指標への安易な依存には慎重さが必要であるが、一般論として言えば、より幅広い論文の OA 化は、読者の絶対数を増やし、ひいては、引用を含む論文のさらなる利活用の機会を広げることにもなる。いわゆる FAIR 原則（Wilkinson, et al. 2016）にもあるように、膨大な情報の中から、読みたい論文が発見でき（findable）、それに自由にアクセスすることができ（accessible）、かつ、そのデータが相互利用できるような分析しやすい形で提供されていて（interoperable）、はじめて、論文やその知見が再利用可能（reusable）となる。

松田（2024）は、村上らの報告を紹介する記事の中で、論文の引用は同じ国の研究者からなされる場合が多いとした上で、国際共同研究を増やすことの必要性について述べている。この点に異論はないが、より優先されるべきは、読まれないまま眠っている研究の可視化とアクセスの向上であろう。実際、OA にすれば、注目されにくい分野を扱った非査読の日本語学術論文であっても相当数の読者に届くことは想像に難くない。松田も言うように、「科学が高度に専門化」する中で「一人の研究者が評価できる範囲」は思いのほか限定的である。つまり、ある論文が真にその内容に問題意識を持つ読者に届き、その価値が適切に判定されるためには、様々な関心・背景を有する多数の読者に読まれることが重要な条件となるのである。

7.2 研究者以外によってなされた研究の扱いについて

今回の施策は、公費で研究を行う職業研究者を対象としたものとなっている。しかしながら、「科学技術、イノベーションの創出及び地球規模課題の解決」（内閣府 2024a）に資するのは、何もこうしたプロによる研究だけとは限らない。とくに、OS の対象として市民科学を包含するという方針を取る場合（齊尾 2024）、OA の対象はさらに広がっていくべきものである。

この点に関して、すでに各大学の博士論文については電子公開が義務化されているところであるが、修士論文の公開はほとんどなされておらず、学部の卒業論文に至っては公開されている例は全国でも数えるほどである（研究室が独自に優秀論文を掲載する等）。また、高等学校における「探究」の教科化に伴い、各校では、毎年、多くの探究論文ないし探究レポートが生み出され、その中には、コンテストで入賞する等、きわめて水準の高いものも含まれているが、これらの公開もほとんど行われていない。加えて、地域史の調査や、地域の自然環境の実態調査等において、一般市民や市民の団体によって多くの価値ある研究がなされているが、こうした成果も関係者以外への公開はきわめて限定的である。査読論文、ついで、非査読論文の即時 OA 化が実現した段

階では、職業研究者以外による広義の研究業績についても、本人の同意を前提として、体系的なアーカイビングと OA 化の対象に含めていくことが望ましいのではないだろうか。

7.3 出版機関との関係について

すでに述べたように、今回の施策において、即時 OA の義務化や権利保持戦略は、営利目的の海外学術プラットフォームとの条件闘争という側面を持つ。一方、人文系をはじめとする基礎研究の分野に目を転じると、ジャーナルの刊行元の多くは非営利の学会や研究会、あるいは、営利を度外視して出版を引き受けている小規模な出版社等である。こうした刊行元を相手として、基礎科学分野の研究者が積極的に権利保持戦略を行使すれば、研究公開の役割を担ってきた諸機関に大きな影響が及ぶことになる。

本稿 6.4 節でも触れたように、仮に、学会が即時 OA 義務化に対応すべくエンバーゴの撤廃を決めれば、「いち早く論文が読める」という学会員の最大のメリットがなくなることとなり、会員（とくにジャーナル購読のために加入している団体会員）の数が減り、やがては、学会として活動の継続ができなくなるおそれもある。この問題は、学会が、学会員のためのものなのか、あるいは、広く社会一般のためのものなのか、という本質的な問いを投げかける。同様に、寄稿者が一斉に権利保持戦略を行使するようになれば、ジャーナルの出版を引き受けていた小規模出版社は、早晩、そこから撤退するであろう。

本節筆者の知る限り、こうした観点で、研究者・学会・出版社が相互に意見交換を行っている様子はなく、この状態のまま、即時 OA が義務化されると、大きな混乱が生じるのではないかと懸念される。

7.4 プレプリントサーバーの運用に関する諸問題

権利保持戦略の要諦は、ジャーナルへの投稿に先立って著者最終版原稿を CC BY で公開する点にある。このような目的でプレプリントサーバーに投稿される論文のすべてが、微修正を経て数か月後にジャーナルに採択・出版される質のものであれば問題はないが、おそらくそうはならないだろう。

内容に不備が多くジャーナルに採択されない論文、そもそも学術研究との関係が希薄で、著者の宣伝や政治的主張を目的とした論文、さらには AI に書かせた疑似論文や、剽窃や倫理的問題を含む文書等が、玉石混交のまま提出された場合、プレプリントサーバー（とくに公的な資金が投じられている機関が運営するプレプリントサーバー）は難しい対応を迫られる。

これらの掲載にあたって、スクリーニング（選別）を一切しない場合は、本来は人目に触れなかったはずの問題のある文書が、大量に公的なサーバーに掲載されるという事態を招きかねない。このため、プレプリントサーバー側では、何らかのスクリーニングを行うことになると思われるが、スクリーニングには様々なレベルが想定される。

1 つ目は、最も厳格なもので、ジャーナルに準じる査読を行うという方向である。しかし、多くのジャーナルが査読者の確保に苦勞している現状を考えると、広範な分野で適切な査読者を確保し、ジャーナル同等の査読を行うことは非現実的である。

2 つ目は、査読の水準を落とし、学問的重要性の判断を行わず、実験手法やデータ処理の形式的妥当性のみを確認するという方向である。こういう方針を取るジャーナルとしては、科学・医学分野の新興 OA ジャーナルである PLOS ONE が知られている。同誌は「査読を簡略化し、手法と結果の解釈が科学的に妥当であれば論文を掲載する」という方針で査読を行っているが（佐藤・逸村 2010）、その掲載料は 1,006 ドルから 2,290 ドルであり（2024 年 5 月現在）、費用負担を求めないプレプリントサーバーが、同じように、手法と解釈の妥当性をスクリーニングすることもきわめて困難であろう。

3 つ目は、さらに査読の水準を落とし、最低限の形式的スクリーニングのみを行う方向である。実質的には、これしかとりうる手段はないと思われるが、幅広い分野の投稿に共通して適用される「最低限の形式的妥当性」をそもそもどう定義するのか、その判断をだれがどのような責任と権限で行うのかは難しい議論となる。完全な虚偽や剽窃、極度に政治的な文書や、ヘイトスピーチを含む文書等、「明確におかしいもの」だけを省くのだとしても、とくに人文系では、科学と疑似科学、研究と疑似研究、客観的科学と主観的な自己主張の線引きは、一般に想像されるほど容易ではないことも付言しておきたい。

また、3 つ目の方向を取る場合、プレプリントサーバーには掲載されたが、ジャーナルの査読を通過せず、結局、プレプリントサーバーにしか掲載されていない「論文」や、そもそもジャーナルへの投稿意思がなく、プレプリントサーバーでの掲載のみを目指した「論文」が増えることも予想される。簡易とは言え、スクリーニングのプロセスを置いてしまうことで、それがあつた種のお墨付きとなる可能性は否定できない。著者が、Jxiv のような公的性の高いプレプリントサーバーにのみ掲載されている論文を「査読付き学術論文」と主張するような事態が生じれば、業績評価等にも影響が及びかねない。

そもそも、プレプリントの公開や共有は、高い知見と理念を有する研究者コミュニティにおける相互の信頼・敬意・善意を前提とする仕組みである。意図的・非意図的なフェイクニュースの拡散や、名誉棄損になりかねない個人批判の応酬が珍しくなくなった時代にあつて、健全な OS の守護者となるべきプレプリントサーバーがスクリーニングにどう取り組むべきか、あるいは逆に、形式的確認も含めて一切のスクリーニングを行わず、そのことを明示的に宣言するという方向を敢えて選ぶのか、今後、さらに考えていくべきテーマの 1 つであろう。

以上、検討すべき課題として 4 点を指摘した。いくらかの懸念や不安が残ることは事実であるが、幅広い日本語学術論文の即時 OA 化は、我が国の研究界のみならず、市民社会全体にとって、想定されるデメリットをはるかに上回るメリットをもたらす可能性が高い。先端科学分野の研究者のみならず、基礎科学・社会科学・人文科学を含め、幅広い分野の研究者がこの問題に関心を持ち、それぞれの属する大学や学会で議論を深め、関係者との協働によって OA の実践を積み重ねていけば、諸問題への対処の指針も自ずと定まり、豊かな OS、さらには、その先にある豊かな

オープンソサエティへの扉が開かれていくことであろう。こうした展開が現実になることを期待しつつ、本稿を閉じることにしたい。

参考文献²

- Chan, Leslie, Darius Cuplinskas, Michael Eisen, Fred Friend, Yana Genova, Jean-Claude Guédon, Melissa Hagemann, Stevan Harnad, Rick Johnson, Rima Kupryte, Manfredi La Manna, István Rév, Monika Segbert, Sidnei de Souza, Peter Suber, and Jan Velterop (2002) Budapest open access initiative. Open Society Foundations. <http://www.soros.org/openaccess/read.shtml>
- Research Excellence Framework (2024) Research excellence framework 2029 open access consultation. <https://www.ref.ac.uk/guidance/ref-2029-open-access-policy-consultation/>
- Singh Chawla, Dalmeet (2022) Japan launches preprint server – but will scientists use it? *Nature*, <https://www.nature.com/articles/d41586-022-01359-x>
- UKRI (2023) Monitoring and evaluating the effectiveness of UKRI’s open access policy: Principles, opportunities and challenges Prepared on behalf of UK research and innovation. <https://www.ukri.org/wp-content/uploads/2023/09/UKRI-04092023-Monitoring-and-evaluating-the-effectiveness-of-UKRIs-open-access-policy-Principles-opportunities-and-challenges.pdf>
- Wellcome Trust (2022) Grant conditions. <https://wellcome.org/sites/default/files/2022-05/grant-conditions-UK-and-overseas.pdf>
- Wilkinson, Mark D., Michel Dumontier, IJsbrand Jan Aalbersberg, Gabrielle Appleton, Myles Axton, Arie Baak, Niklas Blomberg, Jan-Willem Boiten, Luiz Bonino da Silva Santos, Philip E. Bourne, Jildau Bouwman, Anthony J. Brookes, Tim Clark, Mercè Crosas, Ingrid Dillo, Olivier Dumon, Scott Edmunds, Chris T. Evelo, Richard Finkers, Alejandra Gonzalez-Beltran, Alasdair J.G. Gray, Paul Groth, Carole Goble, Jeffrey S. Grethe, Jaap Heringa, Peter A.C ’t Hoen, Rob Hooft, Tobias Kuhn, Ruben Kok, Joost Kok, Scott J. Lusher, Maryann E. Martone, Albert Mons, Abel L. Packer, Bengt Persson, Philippe Rocca-Serra, Marco Roos, Rene van Schaik, Susanna-Assunta Sansone, Erik Schultes, Thierry Sengstag, Ted Slater, George Strawn, Morris A. Swertz, Mark Thompson, Johan van der Lei, Erik van Mulligen, Jan Velterop, Andra Waagmeester, Peter Wittenburg, Katherine Wolstencroft, Jun Zhao, and Barend Mons (2016) Comment: The FAIR guiding principles for scientific data management and stewardship. *Scientific Data*, 3, Article No. 160018. <https://doi.org/10.1038/sdata.2016.18>
- 赤池伸一(2023)「日本のオープンサイエンス政策について」
https://biosciencedbc.jp/event/symposium/togo2023/files/togo2023-talk001_01.pdf
- 有田正規(2021)『学術出版の来た道』東京：岩波書店。
- 尾城友視・花崎佳代子(2024)「英国における公的助成機関による OA ポリシーへの対応に関する調査報告」

² 参考文献中、ウェブサイトからのものについては、いずれも、2024年5月1日時点で閲覧・確認を取っている。

- https://www.janul.jp/sites/default/files/2024-04/sirc_report_202403_uk_projection.pdf_0.pdf
京都大学 (2015) 「オープンアクセスポリシー」
- <https://www.kulib.kyoto-u.ac.jp/uploads/oapolicy.pdf>
国立国会図書館 (2018) 「英国のウェルカム・トラスト, 新たなオープンアクセス(OA)ポリシーを発表」カレントアウェアネスポータル記事 (2018 年 11 月 8 日) . <https://current.ndl.go.jp/car/37004>
- 小森日菜子・小林 さやか・川田 伸一郎(2024)「国立科学博物館所蔵ヤマイヌ剥製標本はニホンオオカミ *Canis lupus hodophilax* か？」『国立科学博物館研究報告 A 類(動物学)』50 巻 (2024) 1: 33-48. https://doi.org/10.50826/bnmnszool.50.1_33
- 齊尾武郎(2024)「開かれた科学とその敵: メタサイエンス的再生の時代に」『臨床評価』51(3): 382-390. http://cont.o.oo7.jp/51_3/p382-90.pdf
- 佐藤翔・逸村裕(2010)「機関リポジトリとオープンアクセス雑誌: オープンアクセスの理念は実現しているか？」『情報の科学と技術』60(4): 144 - 150. https://www.jstage.jst.go.jp/article/jkg/60/4/60_KJ00006203184/_article/-char/ja/
- 内閣府(2023)「統合イノベーション戦略 2023」<https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/2023.html>
- 内閣府 (2024a) 「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」
https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_240216.pdf
- 内閣府 (2024b) 「日本の学術論文等のオープンアクセス政策について」
https://www8.cao.go.jp/cstp/oa_houshin_setsumei.pdf (2024 年 4 月 24 日, 25 日開催)
- 日本学術振興会(n.d.)「科研費における論文のオープンアクセス化について」<https://x.gd/swuY4>
- 林正治(2023)「オープンアクセス(OA)義務化とエビデンスデータ公開への対応を考える」オープンフォーラム「公開基盤のこれからを考える」(2023 年 5 月 31 日)発表資料.
<https://www.nii.ac.jp/openforum/upload/7b476774aebf40f040e796ebc529f970265e090a.pdf>
- 松田省吾(2024)「サイエンス Next Views : 日本の論文「ほぼ引用なし」が半数, 研究者評価の改革を」日本経済新聞 . 2024-5-5. <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOSG189ML0Y4A410C2000000/>
- 村上昭義・西川開・伊神正貫(2023)「調査資料 329 : 科学研究のベンチマーキング 2023—論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況—(報告書全文)」科学技術・学術政策研究所.
<https://nistep.repo.nii.ac.jp/record/2000009/files/NISTEP-RM329-FullJ.pdf>
- 横山詔一・前田忠彦・高田智和・相澤正夫・野山広・福永由佳・朝日祥之・久野雅樹(2021)「日本人の読み書き能力 1948 年調査における非識字率と生年の関係」『計量国語学』33(8): 602-611. https://doi.org/10.24701/mathling.33.8_602
- 横山詔一・石川慎一郎(2022)「オープンサイエンス時代の言語系研究と教育: プレプリントの公開をめぐる」『言語・情報・テキスト: 東京大学大学院総合文化研究科言語情報科学専攻紀要』29: 67-80. <https://doi.org/10.15083/0002005966>

読売新聞(2024)「公的予算での研究に学术论文の即時無料公開を義務づけへ…政府、成果を国民に還元」 2024-2-16. <https://www.yomiuri.co.jp/science/20240216-OYT1T50125/>

Toward making your research findings immediate open access in Japanese

YOKOYAMA Shoichi^a ISHIKAWA Shin'ichiro^b

IDA Hiroyuki^c AIZAWA Masao^a

^aResearch Department, National Institute for Japanese Language and Linguistics

^bIPHE/Graduate School of Intercultural Studies/CMDS, Kobe University

^cFaculty of Management, Josai University

Abstract

The Cabinet Office, the government of Japan, has decided to mandate the immediate open access (OA) of research outputs supported by competitive funds to be publicly solicited after FY2025. Focusing on the OA of journal articles written in Japanese, this paper examines the current situation and discusses what authors need to do. This paper consists of seven sections. Section 1 illustrates the background of the open access initiative; Section 2 introduces the related literature; Section 3 shows the outline of the immediate open access policy; Section 4 comments on keywords and key concepts; Section 5 presents a check-list for the authors; Section 6 mentions several problems that might occur in the near future; and Section 7 summarizes the discussion and lists the issues that need to be further considered.

Keywords: open access, open science, journal papers written in Japanese, rights retention strategy

付録：倫理チェックリスト

以下 Q1 から Q14 まで、末尾に同意文書の書式も添付

- ・利益相反（Conflict of Interest: COI）の開示 → Q12 で記述
- ・著者の貢献（Author Contributions）の記載（著者が複数の場合） → Q9-2 で記述

Q1. 研究を行うにあたり、所属または関連機関の倫理委員会の承認を得ましたか。

A1. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q2. 実験や調査に先立ち研究参加者からインフォームド・コンセントを得ましたか。

A2. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q3. やむをえずインフォームド・コンセントが得られない場合は、代替となる手段をとりましたか。（親や責任者による承諾を得るなど）

A3. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q4. 実験や調査においては、研究参加者や動物に負荷やリスクはありませんでしたか。

A4. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q5. 実験や調査にデセプションがありましたか。

A5. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q6. 動物実験においては、必要最小限の個体数で実験しましたか。

A6. 本研究は「動物を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q7. プライバシーは保障されていますか。

A7. 本研究は「人を対象とした研究」ではないため、本項目に該当しない。

Q8. 論文は著者自身によるオリジナルの論文ですか。

A8. 本論文は、著者自身によるオリジナルの論文である。

Q9-1. 著者が連名である場合、連名者全員から投稿の承諾を得ていますか。

A9-1. 連名者全員より投稿の承諾を得ており、合意文書を作成している。

Q9-2. 著者名の順序は貢献度を適切に反映していますか。

A9-2. 具体的な貢献度をふまえて著者名の順序を決定している。具体的には以下の通りである。

また、同等の内容を論文本体にも注として記載している。

横山詔一：全体構想の統括，および第1節，第3～6節の執筆を主として担当

石川慎一郎：全体構想の補助，および第1-2節，第7節の執筆を主として担当

井田浩之：問題意識・追加情報の提供，論文の一部執筆など修正に寄与

相澤正夫：問題意識・追加情報の提供など修正に寄与

Q10-1. 他者が作成した材料やプログラムを用いたり，図表や本文を引用したりした場合，その出典は示されていますか。

A10-1. 先行研究からの引用については参考文献に記載している。また，本論文では，材料やプログラムの使用，また，図表の引用を行っていない。

Q10-2. 原著者からの承諾を得ていますか。

A10-2. 本論文では，一般に原著者・著者権保持者からの承諾が必要とされる図版等の転載は行っていない。

Q11. 不適切，あるいは差別的な用語や表現がないかチェックしましたか。

A11. 共著者間の数次の読み合わせのプロセスを経て，不適切，また，差別的な用語や表現がないことを確認している。

Q12. 企業などと共同研究を実施，あるいは企業などからの助成を受けましたか。(利益相反 (COI: Conflict of Interest) について，研究の公正性，信頼性を確保するためには，利害関係が想定される企業などとのかかわりについて，適切に対応する必要があります。)

A12. 本研究の実施にあたり，企業との関りはない。

Q13. 共著者との共同研究である場合，各著者はその公表の仕方についても相互に十分な説明のもとで同意をしていますか。(クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示については，全ての著者がその具体的に意味するところを十分に承知している必要があります。)

A13. 著者全員が議論を行い，十分な理解を醸成した上で，クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを「CC BY」とすることについて全員から承諾を得た。その旨を合意文書に残すとともに，論文本体にも明記している。

Q14. 生成系 AI によるサポートを受けましたか。

A14. 本研究の実施にあたり，生成系 AI は使用していない。

以上

(同意文書)

Jxiv 投稿にあたっての同意について

横山詔一 様

私は次に示す論文の共著者として、Jxiv への投稿、及びクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに関する意思表示について十分に理解したうえで、下記の3点すべてに同意します。

論文表題：日本語学術論文の即時オープンアクセス実現に向けて

共著者名：横山詔一・石川慎一郎・井田浩之・相澤正夫

記

1. Jxiv に上記の共著者順により投稿すること
2. 投稿論文のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに関する意思表示を「CC BY」とすること
3. その後に学術雑誌等に投稿する場合も、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスに関する意思表示を「CC BY」とすること

2024年5月27日

(自署) _____